

みじくも吐露した言葉である。

問題は事件後の展開である。日蓮宗宗務院は脱走者54名に許状を出し、修行が成満したと認めた一方で、当時の遠壽院伝師だった仲北日誠氏に対しては管理不行き届きを理由に懲戒処分(僧階降退)を下した。(あえてコメントはしない)

荒行が明けて間もない1948年3月の宗会ではある議員から次のような発言があった。

「百日間尊神に誓うて入行した者が54名決議案をつきつけて中山妙宗に脱出したということは、下剋上の行為であつて妙宗で修法師相伝をうけた者に、本宗の管長が免許状を与えた事はこれ無効ではないかと思われます。また当局の宗制違反ではないでしょうか。遠壽院に於いて修行した者に許状を出すのが規則であるのに脱出したものに許状を出す事は理解できない事です。取り消して貰いたいと思います」(『正中山遠壽院加行門人帳』443頁)

修行と法の伝授という伝統と正統性の論理、また、社会的倫理と常識からしても至極真つ当な意見である。だが、この仏教の根幹も、世俗倫理も一切蔑ろにして事態は進んでゆくことになる。

混乱のうちに1948年度の加行所の開堂は不能となった。

遠壽院荒行僧 集団脱走事件 〔下〕

根本の信仰伝統を欠いた宗門行堂

前回は74年前(1947)の日蓮宗荒行僧54名集団脱走事件について、『正中山遠壽院加行門人帳』(都守基一翻刻・解題。遠壽院刊)をもとに記した。この事件は現在、日蓮宗が直轄する行堂設立の淵源となり、その後、きわめて複雑な経緯を経て、教育機関と位置づけられた法華経寺宗立行堂と、400年の信仰伝統に拠る祈祷修法を相伝する日蓮宗遠壽院行堂の並立に到った。以下、現時点から、画期となる1947年を中心に、行堂周辺の様相とそこに関わった人物を点描してみよう。

まず前提として宗門の権力について確認する必要がある。近代の政治体制下において仏教教団はそれぞれ中央集権的に改変されたものの、日蓮宗の場合、外観はともかく内実は江戸時代の各本山の信仰伝統による運営がなされていた。しかし、1940年(昭和15)の宗教団体法によって本末関係が解消されると、僧侶の養成(修行)、僧階授与(信仰ヒエラルキー)、



堂の入り口にかけられた護符。
2月10日、成満会の朝
(藤田庄市撮影)

週刊仏教タイムス
令和3(2021)年11月18日掲載